

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部を改正する条例  
周南市の政策推進における組織の役割を定める条例（平成24年周南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び室」を削り、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 政策推進部
- (2) 行政管理部
- (3) 財政部

第2条第1項第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 福祉医療部
- (7) こども健康部

第3条第2項第1号中「企画総務部」を「政策推進部」に改め、同号アからエまでを次のように改め、同号オを削る。

- ア 政策の企画及び総合的な調整を図り、本市のまちづくりを計画的に推進する。
- イ 施策及び事務事業の継続的な改善に取り組み、より効率的かつ効果的な行政運営を推進する。
- ウ 幅広い広聴活動に取り組むとともに、本市の魅力や情報を市内外へ向けて積極的かつ戦略的に発信することにより、本市のまちづくりを効果的に推進する。
- エ 公共施設の再配置に取り組むとともに、総合的かつ統括的なマネジメントを

推進することにより、市有財産の適正管理及び有効活用を図る。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 行政管理部

ア 組織全体に係る事務の適正な管理及び補完により、円滑な行政運営を推進する。

イ 人材を確保し、その能力開発及び効果的な活用を推進することにより、人づくりの基盤整備を図るとともに、働きやすい職場環境づくりを促進する。

ウ 情報管理システムの安全性の確保及び適正な運用により、行政サービスの向上及び事務の効率化を推進する。

エ 危機管理意識の高揚に努め、都市防災機能及び地域の自主防災体制の強化により、安心・安全なまちづくりを推進する。

第3条第2項第3号中「財務部」を「財政部」に改め、同号イ及びウを次のように改める。

イ 適正な市税の賦課により、安定的な自主財源を確保する。

ウ 市税、国民健康保険料等の円滑な徴収及び債権の適正管理を推進し、財政健全化及び市民負担の公平性を図る。

第3条第2項第4号アを次のように改める。

ア 地域コミュニティの充実及び強化並びに市民活動及び市民参画を推進することにより、市民と行政による共創の地域づくりを推進する。

第3条第2項第5号オを次のように改める。

オ 交通安全対策、空家対策等の充実を図ることにより、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する。

第3条第2項第5号キを次のように改める。

キ 性別に関わりなく個性及び能力を発揮できる社会づくりに取り組むとともに、女性が活躍できる環境整備を推進する。

第3条第2項第5号に次のように加える。

ク 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運営に努め、安定的な社会保障制度の充実を図る。

第3条第2項第6号中「福祉部」を「福祉医療部」に改め、同号カを次のように改める。

カ 地域の医療施設並びに地域医療体制及び救急医療体制の整備により、市民の信頼に応える医療サービスの充実を図る。

第3条第2項第7号中「健康医療部」を「こども健康部」に改め、同号ア及びイを次のように改め、同号ウを削る。

ア 結婚並びに妊娠、出産及び子育てに関する切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することにより、少子化対策及び児童福祉の充実を図る。

イ 健康に対する意識の啓発及び保健指導を進めることにより、市民の健康づくりを推進する。

第3条第2項第10号アを次のように改める。

ア 計画的な市街地の形成及び公共交通の充実を図り、良好で利便性の高いまちづくりを推進する。

第3条第2項第10号エを次のように改める。

エ 土地区画整理等の市街地の整備を推進することにより、安全で快適な市街地の創造を図る。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(構成)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させ、政策の推進を担う組織として、次の部及び室を置く。</p> <p>(1) <u>企画総務部</u></p> <p>(2) <u>行政改革推進室</u></p> <p>(3) <u>財務部</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>福祉部</u></p> <p>(7) <u>健康医療部</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させ、政策の推進を担う組織として、次の部を置く。</p> <p>(1) <u>政策推進部</u></p> <p>(2) <u>行政管理部</u></p> <p>(3) <u>財政部</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>福祉医療部</u></p> <p>(7) <u>こども健康部</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(組織の役割)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 組織の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>企画総務部</u></p>	<p>(組織の役割)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 組織の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>政策推進部</u></p>

現行	改正案
<p>ア <u>政策の企画及び総合調整により、的確な政策を推進する。</u></p> <p>イ <u>広聴及び広報活動を充実するとともに、情報公開を推進し市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を推進する。</u></p> <p>ウ <u>行政事務の情報化及び地域情報サービス機能の整備促進により、総合的な情報化推進施策を展開する。</u></p> <p>エ <u>人材を確保し、その能力開発及び効果的な活用を推進することにより、人づくりの基盤整備を図るとともに、働きやすい職場環境づくりを促進する。</u></p> <p>オ <u>危機管理意識の高揚に努め、都市防災機能及び地域の自主防災体制の強化により、安心・安全なまちづくりを推進する。</u></p>	<p>ア <u>政策の企画及び総合的な調整を図り、本市のまちづくりを計画的に推進する。</u></p> <p>イ <u>施策及び事務事業の継続的な改善に取り組み、より効率的かつ効果的な行政運営を推進する。</u></p> <p>ウ <u>幅広い広聴活動に取り組むとともに、本市の魅力や情報を市内外へ向けて積極的かつ戦略的に発信することにより、本市のまちづくりを効果的に推進する。</u></p> <p>エ <u>公共施設の再配置に取り組むとともに、総合的かつ統括的なマネジメントを推進することにより、市有財産の適正管理及び有効活用を図る。</u></p>
<p>(2) <u>行政改革推進室</u></p> <p>ア <u>行政サービスの継続的な改善及び見直しにより、積極的に行政改革を進め、市民本位の効率的かつ健全な行政運営を推進する。</u></p> <p>イ <u>公共施設の見直しを行い、施設の整備、再編、集約化を進め、将来の安定した財政運営を確立する。</u></p>	<p>(2) <u>行政管理部</u></p> <p>ア <u>組織全体に係る事務の適正な管理及び補完により、円滑な行政運営を推進する。</u></p> <p>イ <u>人材を確保し、その能力開発及び効果的な活用を推進することにより、人づくりの基盤整備を図るとともに、働きやすい職場環境づくりを促進する。</u></p>

現行	改正案
<p>(3) <u>財務部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>市有財産の適正な管理並びに効果的な運用及び活用について総合的な調整を図る。</u></p> <p>ウ <u>適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保を図る。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(4) <u>地域振興部</u></p> <p>ア <u>地域コミュニティの充実、市民活動及び市民参画を推進することにより、市民と行政の協働環境を整備し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進する。</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(5) <u>環境生活部</u></p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>ウ <u>情報管理システムの安全性の確保及び適正な運用により、行政サービスの向上及び事務の効率化を推進する。</u></p> <p>エ <u>危機管理意識の高揚に努め、都市防災機能及び地域の自主防災体制の強化により、安心・安全なまちづくりを推進する。</u></p> <p>(3) <u>財政部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>適正な市税の賦課により、安定的な自主財源を確保する。</u></p> <p>ウ <u>市税、国民健康保険料等の円滑な徴収及び債権の適正管理を推進し、財政健全化及び市民負担の公平性を図る。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(4) <u>地域振興部</u></p> <p>ア <u>地域コミュニティの充実及び強化並びに市民活動及び市民参画を推進することにより、市民と行政による共創の地域づくりを推進する。</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(5) <u>環境生活部</u></p> <p>ア～エ (略)</p>

現行	改正案
<p>オ <u>交通安全、防犯対策、生活交通の確保及び市民相談の充実を図ることにより、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する。</u></p>	<p>オ <u>交通安全対策、空家対策等の充実を図ることにより、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する。</u></p>
<p>カ (略)</p>	<p>カ (略)</p>
<p>キ <u>性別に関わりなく個性と能力を發揮できる社会づくりを推進する。</u></p>	<p>キ <u>性別に関わりなく個性及び能力を發揮できる社会づくりに取り組むとともに、女性が活躍できる環境整備を推進する。</u></p>
<p>(6) <u>福祉部</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>子育て支援の推進により、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することにより、児童福祉の充実を図る。</u></p>	<p>ク <u>国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運営に努め、安定的な社会保障制度の充実を図る。</u></p> <p>(6) <u>福祉医療部</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>地域の医療施設並びに地域医療体制及び救急医療体制の整備により、市民の信頼に応える医療サービスの充実を図る。</u></p>
<p>(7) <u>健康医療部</u></p> <p>ア <u>地域の医療施設並びに地域医療体制及び救急医療体制の整備により、市民の信頼に応える医療サービスの充実を図る。</u></p> <p>イ <u>国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の財政運営</u></p>	<p>(7) <u>こども健康部</u></p> <p>ア <u>結婚並びに妊娠、出産及び子育てに関する切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することにより、少子化対策及び児童福祉の充実を図る。</u></p> <p>イ <u>健康に対する意識の啓発及び保健指導を進めることに</u></p>

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>の安定化に努め、社会保障制度の充実を図る。</u></p> <p>ウ <u>健康に対する意識の啓発及び保健指導を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を推進する。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 都市整備部</p> <p>ア <u>計画的な都市基盤の整備による健全な市街地の形成及び快適な住環境を創出するとともに、地域特性を生かした美しい景観を形成するまちづくりを推進する。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>市街地の面的な整備を一体的に促進する土地区画整理事業の推進により、地域特性を生かした快適で災害に強い市街地の創造を図る。</u></p> <p>(11)～(15) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>より、市民の健康づくりを推進する。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 都市整備部</p> <p>ア <u>計画的な市街地の形成及び公共交通の充実を図り、良好で利便性の高いまちづくりを推進する。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>土地区画整理等の市街地の整備を推進することにより、安全で快適な市街地の創造を図る。</u></p> <p>(11)～(15) (略)</p>



# 平成28年4月1日の周南市組織機構(案)

